

平成 2 7 年度

介護保険事業概要



本 庄 市

介護保険事業の概要

1. 介護保険事業

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、3年を1期とした事業期間を5期経過し、平成27年度から第6期介護保険事業に入りました。平成18年度(第3期)には制度開始5年後の見直しにより、介護予防の考え方が取り入れられ、介護予防給付の創設、地域包括支援センターの設置等を行うとともに、地域密着型サービスの創設などの改正が行われました。また、平成24年度(第5期)には、制度開始後10年目の見直しが行われ、高齢者の増加による重度の要介護者、医療ニーズの高い高齢者、高齢者のみの世帯の増加などの状況に対応して、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を図ることが定められました。

平成27年度からの第6期では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)を見据えて、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症支援、在宅医療・介護連携などの新しい地域支援事業を開始して地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、介護保険制度の維持発展を目指して、利用者負担を見直す「費用負担の公平化」を柱とする制度改正が行われました。

なお、平成18年1月以降、本市では保健部介護いきがい課と児玉総合支所市民福祉課で介護保険事業を担当してきましたが、平成28年4月1日に介護いきがい課からいきがい係を福祉部に移管し、「介護保険課」に再編する組織改革を行いました。

2. 事務機構(平成28年4月1日現在)

介護保険課

区 分	人 数	業 務 内 容
課長	1名	課の総括
介護業務係	7名	介護事務・保険料賦課徴収・事業者指導等
介護審査係	4名	要介護認定審査に関すること
高齢者包括支援係	5名	地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)

児玉総合支所市民福祉課

区 分	人 数	業 務 内 容
課長	1名	課の総括
福祉係	2名	高齢者施策全般

3. 介護保険の対象者

介護保険は、原則40歳以上の全国民が加入し、制度を支えています。

65歳以上の人は、第1号被保険者となります。

40～64歳の人で医療保険に加入している人は、第2号被保険者となります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
年 齢	65歳以上の人	40～64歳の人
サービスを受けられる人	原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要となった場合に、認定を受ければ、サービスが利用できます	加齢による病気(特定疾病)が原因で、介護や支援が必要となった場合に、認定を受ければサービスが利用できます
保険料の負担	市町村が徴収します(年金天引又は納付書)	勤務先の健康保険や国民健康保険などの医療保険料と一緒に納付します

本庄市の介護保険対象者数

平成28年4月1日現在

年 齢 階 層	対 象 者 数	備 考
第1号被保険者	20,622人	65歳以上の人(高齢化率26.1%)
第2号被保険者	27,341人	40～64歳の人
総 人 口	78,989人	

4. 要介護認定の種類とサービス

介護保険のサービスを利用するためには、本庄市役所介護いきがい課(H28.4.1介護保険課へ課名変更)又は児玉総合支所市民福祉課に申請して、要介護認定を受ける必要があります。

平成28年3月31日現在

介護度	利用限度額(月額)	サービスの内容
要支援1	50,030円	介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業)を利用できます
要支援2	104,730円	
要介護1	166,920円	介護サービスを利用できます
要介護2	196,160円	
要介護3	269,310円	
要介護4	308,060円	
要介護5	360,650円	
非該当		介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます (ただし、介護予防・生活支援サービス事業は、基本チェックリストを受けて対象者と判定された場合に利用できます)

5. 本庄市の要介護認定者数

本庄市の要介護認定者は、平成28年3月31日現在で3,364人です。
平成27年3月31日現在は3,254人ですので、1年間で110人増加しています。

本庄市の要介護認定者数

平成28年 3月31日現在

介護度	第1号被保険者(65歳～)	第2号被保険者(40～64歳)	合計
要支援1	228人	5人	233人
要支援2	345人	9人	354人
要介護1	861人	24人	885人
要介護2	608人	21人	629人
要介護3	489人	19人	508人
要介護4	460人	13人	473人
要介護5	271人	11人	282人
計	3,262人	102人	3,364人

※ 40～64歳までの人については、法令に定められた16項目の特定疾病により介護が必要となった人が認定対象となります。

6. 介護保険の保険料

(1) 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

所得段階	対象となる方		保険料率	保険料(年額) 平成27～29年度
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ○世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		基準額×0.45	27,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	45,000円
第3段階		120万円超の方	基準額×0.75	45,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額×0.90	54,000円
第5段階		80万円超の方	基準額×1.00	60,000円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.20	72,000円
第7段階		120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	78,000円
第8段階		190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	90,000円
第9段階		290万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	90,000円
第10段階		300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	96,000円
第11段階		400万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	102,000円
第12段階		500万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	108,000円
第13段階		600万円以上800万円未満の方	基準額×1.90	114,000円
第14段階	800万円以上の方	基準額×2.00	120,000円	

段階	平成12～14年度 ※	平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度			平成24～ 26年度
				H21	H22	H23	
第1段階	15,600円 (17,820円)	16,200円 (15,300円)	19,800円	21,000円	21,300円	21,600円	29,400円
第2段階	23,400円 (26,730円)	24,300円 (22,950円)	19,800円	21,000円	21,300円	21,600円	29,400円
第3段階	31,200円 (35,640円)	32,400円 (30,600円)	29,700円	31,500円	31,950円	32,400円	44,100円
第4段階 (特例)	—	—	—	37,800円	38,340円	38,880円	55,860円
第4段階	39,000円 (44,550円)	40,500円 (38,250円)	39,600円	42,000円	42,600円	43,200円	58,800円
第5段階	46,800円 (53,460円)	48,600円 (45,900円)	49,500円	46,200円	46,860円	47,520円	73,500円
第6段階	—	—	59,400円	52,500円	53,250円	54,000円	88,200円
第7段階	—	—	—	63,000円	63,900円	64,800円	94,080円
第8段階	—	—	—	—	—	—	99,960円
第9段階	—	—	—	—	—	—	105,840円
第10段階	—	—	—	—	—	—	111,720円
第11段階	—	—	—	—	—	—	117,600円

※ 国の特別対策により保険料が、平成12年度は1/4に、平成13年度は3/4にそれぞれ減額されていました。カッコ内は旧児玉町の保険料額。

(2) 第2号被保険者(40～64歳)

第2号被保険者の保険料は、会社の健康保険や国民健康保険などの保険税に上乗せされて徴収されます。

本庄市国民健康保険	所得割 2.7%、均等割 12,400円
会社の健康保険など	加入している健康保険組合によって金額が異なります

7. 介護保険により受けられるサービスの種類

平成28年3月31日現在

介護サービスは、介護が必要な人の『要介護度』により月毎の限度額が定められています。
平成18年度からの制度改正により、要介護(要介護1～5)と認定された方と、要支援(要支援1、2)と認定された方では使えるサービスが異なります。

要介護1～5の方へのサービス

ケアプラン作成

介護サービス計画 (ケアプラン)	居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)と相談して、「介護サービス計画(ケアプラン)」を作ります。
---------------------	---

在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が訪問し、排泄・食事の介護など
訪問入浴介護 ☆	移動入浴車が訪問する入浴サービス
訪問看護 ☆	看護師等が訪問して看護や介護
訪問リハビリテーション ☆	リハビリの専門家が訪問してリハビリを行う
居宅療養管理指導 ☆	医師・歯科医師等が訪問し、療養上の管理・指導
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターで食事・入浴などのサービス
通所リハビリテーション ☆	施設や病院で日帰りのリハビリテーション
短期入所生活介護 ☆	(ショートステイ) 老人福祉施設に短期入所し介護やリハビリなど
短期入所療養介護 ☆	
特定施設入居者生活介護 ☆	有料老人ホーム等における介護(市内には無し)
福祉用具の貸与・購入費の支給 ☆	車椅子・特殊ベッド等の福祉用具のレンタルや購入 * 要支援1・2の方、要介護1の方は、貸与できる品目が限られます。
住宅改修費の支給 ☆	手すりの設置・段差の解消などの住宅改修費の支給

施設サービス

施設サービス(施設名称)	サービス内容	例示(市内事業所)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護が中心に行われる施設	安誠園、トマト村、シャローム、 オルトビオス
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護やリハビリが中心に行われる施設	本庄ナーシングホーム 彩の苑
介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	介護・リハビリ・その他必要な医療が受けられる施設	吉沢病院

地域密着型サービス

地域密着型サービス	サービス内容	例示(市内事業所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が密接に連携した定期的な訪問、利用者の通報や電話などに対して随時対応するサービス	蛍ケアセンター
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問や通報による随時訪問を行い、入浴、排せつ、食事等の介護などを行うサービス	市内該当施設なし
認知症対応型通所介護 ☆	認知症がみられる要介護者を対象に、デイサービスセンター等で「通い」による介護予防や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供するサービス	ジャム・やまぶき・五感の里
小規模多機能型居宅介護 ☆	通所介護(デイサービス)のような「通い」を中心とし、要介護者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて実施するサービス	しゃくなげ荘・ノエルこだま
複合型サービス	小規模の居住型施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に組み合わせて実施するサービス	市内該当施設なし
認知症対応型共同生活介護 ★	認知症がみられる要介護者を対象に、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図るサービス	やまぶき・トマト村・しゃくなげ荘・ノエル本庄・ゆうあい本庄・元気村・五感の里・まごころ・紙ふうせん・四季の丘
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員30人未満の介護専用型有料老人ホーム等におけるサービス	グリーンピース
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)におけるサービス	千鳥の丘・四季咲きの杜

要支援1・2の方、介護予防・生活支援サービス事業対象者へのサービス

ケアプラン作成

要支援1・2	介護予防サービス計画(ケアプラン)	地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談して、ケアプランを作ります。
介護予防・生活支援サービス事業対象者	介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)	

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業	本庄市介護予防訪問事業(ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が訪問し、洗濯・掃除などの支援
	本庄市介護予防通所事業(デイサービス)	デイサービスセンターで機能訓練をはじめとした支援
一般介護予防事業		いきいき教室、筋力アップ教室など

ただし、要支援1の方は、上記以外に、「要介護1～5の方へのサービス」(P4～5)のうち☆マークのあるサービスを利用できます。

要支援2の方は、上記以外に、「要介護1～5の方へのサービス」(P4～5)のうち☆☆マークのあるサービスを利用できます。

8. 介護保険による一般介護予防事業等

平成28年3月31日現在

	事業名	実施回数(回)	延人数(人)	
(1)一般介護予防事業	介護予防出前講座	20	496	
	コバトンお達者倶楽部	配布数1,983 (H27.1.1-12.31)		
	体力アップ教室	24	504	
	はにぼんプラザ	(12)	(339)	
	アスピアこだま	(12)	(165)	
	元気アップ教室	12	101	
	はにぼんプラザ	(6)	(66)	
	アスピアこだま	(6)	(35)	
	筋トレサポーター養成講座	16	451	
	筋力アップ教室	66ヶ所	2,175	48,207
	本庄西地域	(18ヶ所)	(628)	(18,497)
	本庄東地域	(12ヶ所)	(402)	(7,357)
	本庄南地域	(16ヶ所)	(590)	(12,795)
	児玉地域	(20ヶ所)	(555)	(9,558)
	いきいき教室	33	858	
	はにぼんプラザ	(11)	(495)	
	勤労青少年ホーム	(11)	(240)	
	セルディ	(11)	(123)	
	筋トレリーダーフォローアップ研修	6	181	
	はにぼんプラザ	(3)	(122)	
セルディ	(3)	(59)		
脳健康教室	82	721		
はにぼんプラザ	(44)	(394)		
セルディ	(38)	(327)		
(2)認知症に関する事業	認知症個別相談会	4	16	
	認知症サポーター養成講座	19	763	
	認知症カフェ	10	140	

本庄市介護保険運営協議会

1. 委員名簿

平成27年5月1日現在

各号委員	職名	氏名	摘要
第1号委員 5名 識見を有する者	会長	堀口 伊代子	市議会議員
	副会長	清水 静子	市議会議員
	委員	堀口 富士夫	本庄市自治会連合会
	委員	堀口 行雄	本庄市自治会連合会
	委員	川瀬 光俊	本庄市民生委員・児童委員協議会
第2号委員 3名 保健医療関係者	委員	清水 由紀夫	本庄市児玉郡医師会
	委員	高橋 公男	本庄市児玉郡医師会
	委員	高柳 育行	本庄市児玉郡歯科医師会
第3号委員 3名 福祉関係者	委員	進藤 清司	児玉郡市介護支援専門員連絡会
	委員	新井 次郎	本庄市社会福祉協議会
	委員	岡芹 正美	特別養護老人ホーム
第4号委員 3名 被保険者	委員	亀田 本二	本庄市老人クラブ連合会
	委員	日向 一正	公募(第1号被保険者)
	委員	太田 久栄	公募(第2号被保険者)
第5号委員 1名 費用負担関係者	委員	松下 睦	健康保険組合代表

2. 平成27年度の開催状況

開催期日	出席委員数	協議事項
平成27年5月22日	12名	<ol style="list-style-type: none"> 第6期介護保険事業計画について 介護保険制度の改正について 介護保険条例の改正について 地域包括支援センターと日常生活圏の見直しについて 地域密着型サービスについて
平成27年10月30日	14名	<ol style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備について 地域密着型サービスの利用状況について 地域支援事業の推進について 地域包括支援センターの整備について

本庄市介護認定審査会

1. 委員名簿

平成27年4月1日現在

区 分	職 名	氏 名	摘 要
医 療 【14名】	会 長	高橋 茂雄	医 師
	副会長	富沢 峰雄	医 師
	副会長	高橋 公男	医 師
	委 員	飯塚 明男	医 師
	委 員	木村 臣良	医 師
	委 員	清水 由紀夫	医 師
	委 員	鈴木 和喜	医 師
	委 員	妹尾 英男	医 師
	委 員	藺部 光一	医 師
	委 員	本間 宏之	医 師
	委 員	木村 眞純	歯科医師
	委 員	倉林 典之	歯科医師
	委 員	竹内 靖	歯科医師
	委 員	中原 秀幸	薬剤師
保 健 【4名】	委 員	赤沼 香代子	看護師
	委 員	大沢 由美子	看護師
	委 員	清水 信広	柔道整復師
	委 員	恒屋 昌一	理学療法士(PT)
福 祉 【7名】	委 員	岡芹 正美	介護老人福祉施設職員
	委 員	倉林 敏澄	介護老人福祉施設職員
	委 員	横田 清二	介護老人保健施設職員
	委 員	赤沼 文子	介護支援専門員等
	委 員	太田 行信	介護支援専門員等
	委 員	進藤 清司	介護支援専門員等
	委 員	梶 芳	介護支援専門員等

2. 平成27年度の開催状況

開催回数	124回
------	------

審査内訳(申請の種類及び件数)

新規申請	850
更新申請	1,767
変更申請	244
介護申請	110
計	2,971

本庄市地域包括支援センター運営協議会

1. 委員名簿

平成27年4月1日現在

区 分	職 名	氏 名	摘 要
第1号委員 【5名】	会 長	高橋 茂雄	本庄市児玉郡医師会
	委 員	木村 臣良	本庄市児玉郡医師会
	委 員	飯塚 能成	本庄市児玉郡歯科医師会
	委 員	進藤 清司	児玉郡市介護支援専門員連絡会
	委 員	恒屋 昌一	埼玉県理学療法士会
第2号委員【1名】	副会長	富沢 峰雄	児玉圏域介護サービス事業者連絡協議会
第3号委員【1名】	委 員	岡芹 正美	児玉地域老人福祉施設運営協議会
第5号委員 【2名】	委 員	小高 輝雄	介護保険被保険者(第1号)
	委 員	太田 久栄	介護保険被保険者(第2号)
第6号委員 【2名】	委 員	岩崎 卓	本庄市民生委員・児童委員協議会
	委 員	佐京 直美	本庄市社会福祉協議会

2. 平成27年度の開催状況

開 催 期 日	出席委員数	協 議 事 項
平成27年6月29日	10名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議の公開について 2. 地域包括支援センターの整備計画について 3. 本庄南地域包括支援センターの選定について 4. 介護予防支援委託先事業所について 5. 平成26年度事業実施報告について 6. 平成27年度事業計画について
平成27年8月5日	11名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本庄南地域包括支援センターの選定について 2. 平成27年度改正された制度の進捗状況について
平成28年2月1日	9名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防支援委託事業所について 2. 本庄市介護予防・日常生活支援総合事業について 3. 平成28年度以降の地域包括支援センター運営等について

本庄市高齢者虐待防止ネットワーク会議

1. 委員名簿

平成27年4月1日現在

委員氏名	選出団体・機関
加藤 勝利	本庄市民生委員・児童委員協議会
大塚 進	本庄市老人クラブ連合会
古澤 武	本庄市自治会連合会
高橋 公男	本庄市児玉郡医師会
新井 次郎	本庄市社会福祉協議会
岡芹 正美	在宅介護支援センター
富沢 峰雄	児玉圏域介護サービス事業者連絡協議会
根岸 敬明	熊谷人権擁護委員協議会本庄部会
小林 淳一	本庄警察署
村田 秀夫	埼玉県北部福祉事務所
森野 誠	さいたま地方法務局
春山 康壽	本庄市保健部長

2. 平成27年度の開催状況

開催期日	出席委員数	協議事項
平成27年11月20日	8名	1. 養護者による高齢者虐待対応の流れ(案)について 2. 平成27年度高齢者虐待事例の状況について 3. 施設における高齢者虐待の事案調査経過報告について
平成28年2月24日	10名	1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ(案)について 2. 平成27年度高齢者虐待事例の状況について

本庄市介護保険料の収納状況

平成27年度 介護保険料 調定額及び収納額(平成28年5月末現在)

(単位:円)

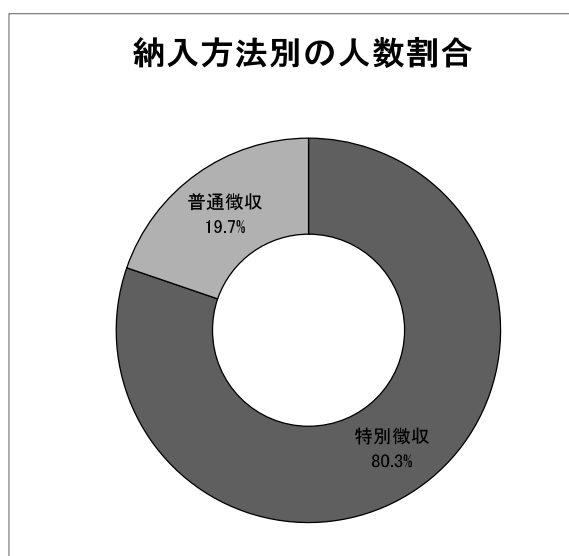
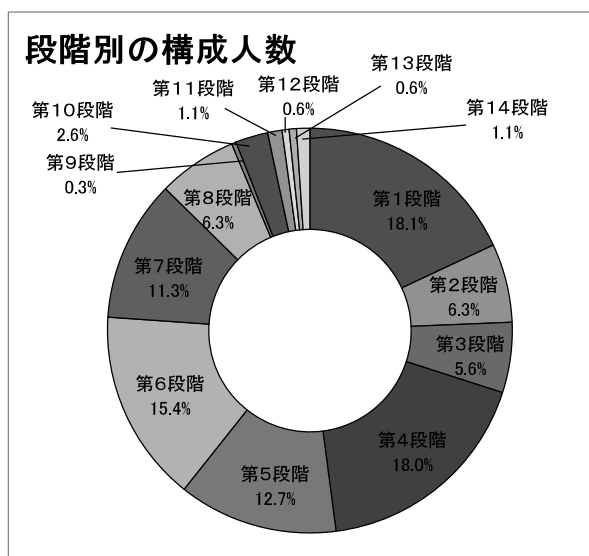
現年度分	調定額	決算額	還付未済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
特別徴収	1,080,301,000	1,082,031,800	950,900	0	-1,730,800	100.2%
普通徴収	133,523,680	112,560,010	41,760	0	20,963,670	84.3%
合計	1,213,824,680	1,194,591,810	992,660	0	19,232,870	98.4%

過年度分	調定額	決算額	還付未済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
24年度以前 普通徴収	2,703,017	266,510	0	2,215,260	221,247	9.9%
25年度 普通徴収	17,133,000	2,971,814	0	11,744,120	2,417,066	17.3%
26年度 普通徴収	21,394,760	3,954,680	0	0	17,440,080	18.5%
合計	41,230,777	7,193,004	0	13,959,380	20,078,393	17.4%

介護保険 保険料段階別賦課人員(平成27年度 年度末現在)

(単位:人)

階層基準	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	合計	構成比率
	生活保護 老齢福祉年金 世帯非課税 80万円以下	世帯非課税 120万円以下	世帯非課税 120万円超	世帯課税 本人非課税 80万円以下	世帯課税 本人非課税 第4段階以外	本人課税 合計所得金額 ~120万円未満	本人課税 合計所得金額 ~190万円未満	本人課税 合計所得金額 ~290万円未満	本人課税 合計所得金額 ~300万円未満	本人課税 合計所得金額 ~400万円未満	本人課税 合計所得金額 ~500万円未満	本人課税 合計所得金額 ~600万円未満	本人課税 合計所得金額 ~800万円未満	本人課税 合計所得金額 800万円以上		
特別徴収	2,464	1,194	1,011	3,013	2,492	2,714	2,021	1,099	60	453	202	94	93	177	17,087	80.3%
普通徴収	1,380	143	182	817	218	559	384	252	14	100	42	28	28	50	4,197	19.7%
合計	3,844	1,337	1,193	3,830	2,710	3,273	2,405	1,351	74	553	244	122	121	227	21,284	100.0%
構成比率	18.1%	6.3%	5.6%	18.0%	12.7%	15.4%	11.3%	6.3%	0.3%	2.6%	1.1%	0.6%	0.6%	1.1%	100.0%	



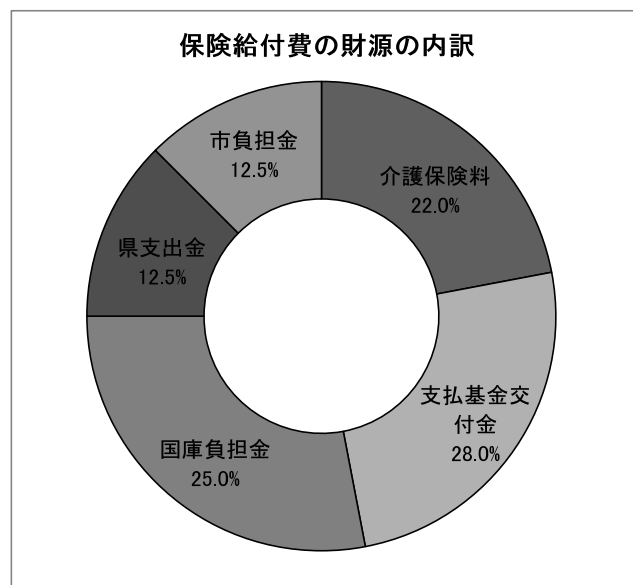
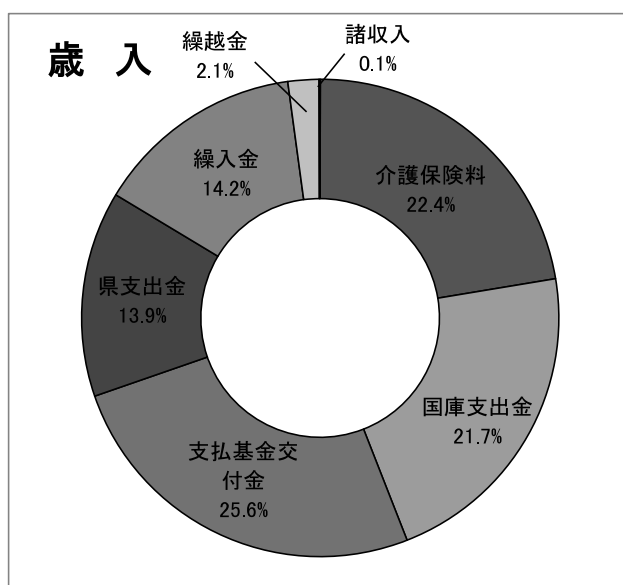
特別徴収(年金天引)	<ul style="list-style-type: none"> 年金の受給額が年間18万円以上の方は、年金から天引きされます。 天引き対象の年金は老齢基礎年金、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。
普通徴収 (市納付書) または (口座引落)	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給額が、年間18万円未満の方 受給している年金が、老齢福祉年金、寡婦年金、農業者年金などの方 今年度になってから、65歳になられた方 今年度になってから、本庄市に転入、または本庄市から転出された方 昨年度中に65歳になられた方や本庄市に転入された方で、上記理由以外の方は、年度後半からは年金天引きできますが、年度前半は普通徴収になります。 その他、所得額の変更などにより介護保険料額が変更された場合は、年金から天引きできなくなる場合もあります。 併用徴収(保険料の年額のうち、一部を特別徴収により納付する。)の方を含みます。

平成27年度 介護保険特別会計 決算概要

歳入

(単位:円)

項 目	予算現額	収入済額	執行率	構成比率	備考
1. 介護保険料	1,196,752,000	1,201,784,814	100.4%	22.4%	
現年度分	1,184,994,000	1,194,591,810	100.8%	22.2%	
滞納繰越分	11,758,000	7,193,004	61.2%	0.1%	
2. 国庫支出金	1,188,361,000	1,167,518,829	98.2%	21.7%	
介護給付費国庫負担金	925,899,000	926,159,743	100.0%	17.2%	
調整交付金	221,995,000	200,976,000	90.5%	3.7%	
地域支援事業交付金	37,967,000	37,883,086	99.8%	0.7%	
介護保険事業費補助金	2,500,000	2,500,000	100.0%	0.0%	
3. 支払基金交付金	1,472,925,000	1,377,164,653	93.5%	25.6%	
介護給付費交付金	1,466,532,000	1,371,249,000	93.5%	25.5%	
介護給付費交付金・過年度分	335,000	334,653	99.9%	0.0%	
地域支援事業支援交付金	6,058,000	5,581,000	92.1%	0.1%	
4. 県支出金	736,576,000	749,867,630	101.8%	13.9%	
介護給付費県負担金	717,591,000	730,883,562	101.9%	13.6%	
地域支援事業交付金	18,985,000	18,984,068	100.0%	0.4%	
財政安定化基金交付金	0	0	0.0%	0.0%	
5. 財産収入	200,000	270,922	135.5%	0.0%	
利子	200,000	270,922	135.5%	0.0%	
6. 繰入金	794,797,000	762,528,271	95.9%	14.2%	
介護給付費繰入金	632,110,000	615,230,667	97.3%	11.4%	
事務費繰入金	132,980,000	119,831,035	90.1%	2.2%	
地域支援事業繰入金	18,985,000	16,552,569	87.2%	0.3%	
低所得者保険料軽減繰入金	10,644,000	10,914,000	102.5%	0.2%	
給付準備基金繰入金	78,000	0	0.0%	0.0%	
臨時特例基金繰入金	0	0	0.0%	0.0%	
7. 繰越金	112,760,000	112,759,117	100.0%	2.1%	
繰越金	112,760,000	112,759,117	100.0%	2.1%	
8. 諸収入	104,000	3,812,984	3666.3%	0.1%	
延滞金・加算金及び過料	101,000	166,300	164.7%	0.0%	
雑入	3,000	3,646,684	12156.1%	0.1%	
合 計	5,502,475,000	5,375,707,220	97.7%	100.0%	



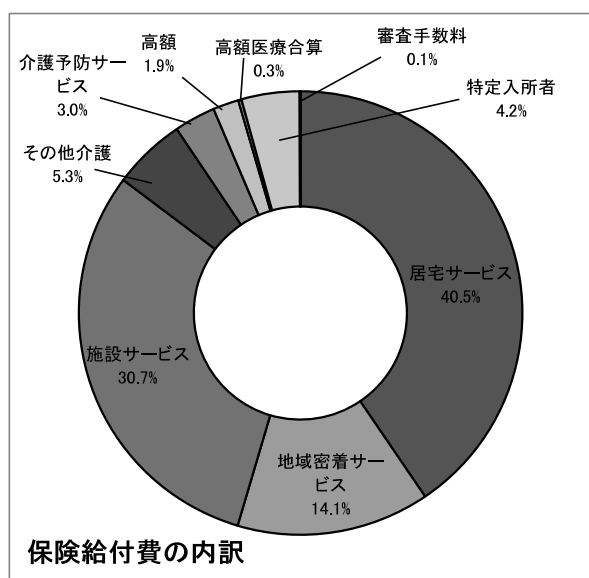
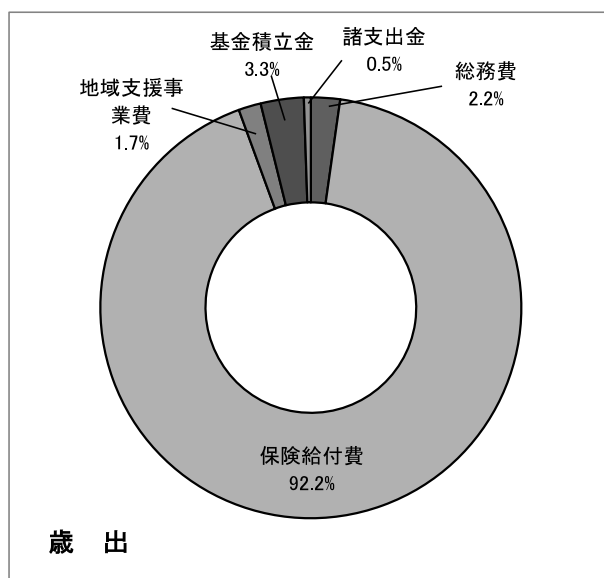
* 在宅の場合の内訳

平成27年度 介護保険特別会計 決算概要

歳出

(単位:円)

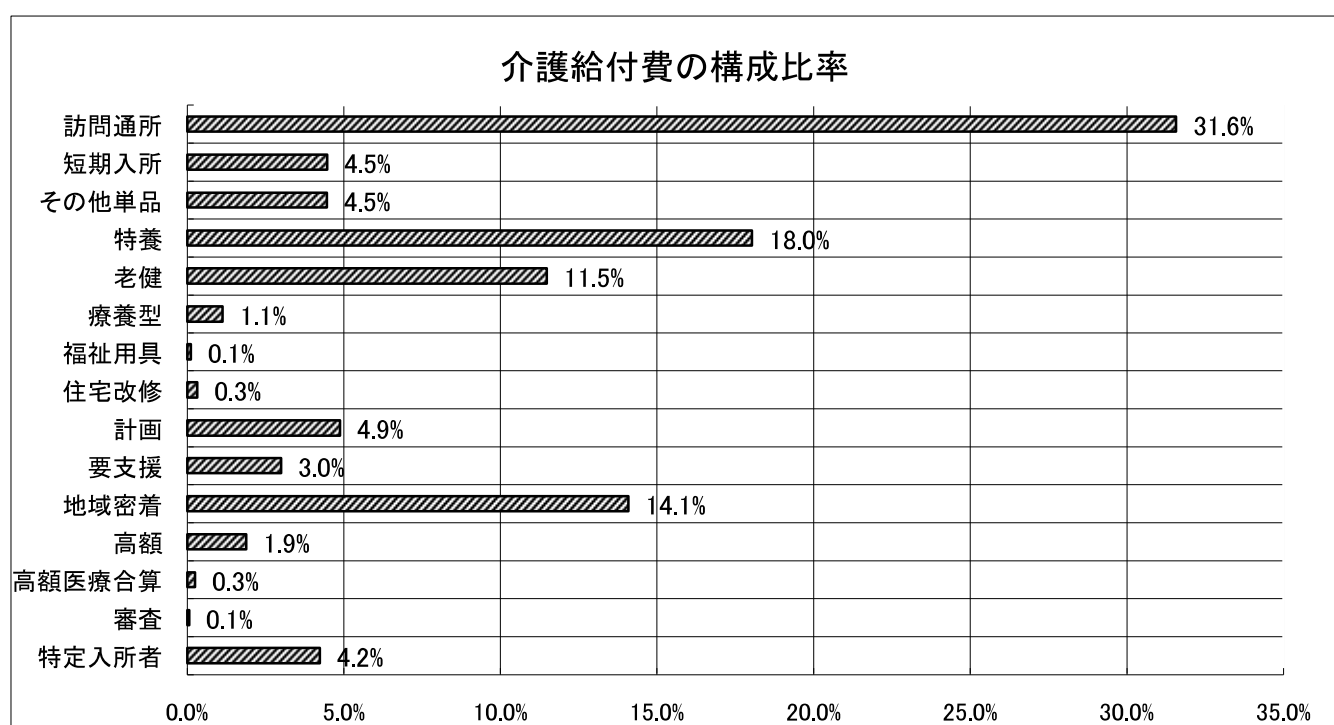
項目	予算現額	支出済額	執行率	構成比率	備考
1. 総務費	135,482,000	120,090,335	88.6%	2.2%	
一般管理費	88,110,000	81,007,039	91.9%	1.5%	
徴収費	2,915,000	2,478,183	85.0%	0.0%	
介護認定審査調査費	43,737,000	36,104,965	82.6%	0.7%	
趣旨普及費	720,000	500,148	0.0%	0.0%	
2. 保険給付費	5,056,885,000	4,925,388,442	97.4%	92.2%	
介護サービス等諸費	4,560,370,000	4,460,890,822	97.8%	83.5%	(要介護)
介護予防サービス等諸費	174,767,000	147,824,369	84.6%	2.8%	(要支援)
高額サービス費	92,521,000	92,519,988	100.0%	1.7%	
高額医療合算サービス費	15,703,000	12,438,485	79.2%	0.2%	
特定入所者サービス費等	208,458,000	208,379,320	100.0%	3.9%	
審査支払手数料	5,066,000	3,335,458	65.8%	0.1%	
3. 基金積立金	176,441,000	176,441,000	100.0%	3.3%	
給付準備基金積立金	176,441,000	176,441,000	100.0%	3.3%	
臨時特例基金積立金	0	0	0.0%	0.0%	
4. 地域支援事業費	105,165,000	91,471,063	87.0%	1.7%	
介護予防事業費	20,054,000	17,133,244	85.4%	0.3%	
包括的支援・任意事業費	83,408,000	73,153,548	87.7%	1.4%	
総合事業	1,701,000	1,184,271	69.6%	0.0%	
支払審査事業	2,000	0	0.0%	0.0%	
5. 諸支出金	28,184,000	28,182,285	100.0%	0.5%	
償還金	28,184,000	28,182,285	100.0%	0.5%	
6. 予備費	318,000	0	0.0%	0.0%	
予備費	318,000	0	0.0%	0.0%	
合計	5,502,475,000	5,341,573,125	97.1%	100.0%	



平成27年度 介護給付費の状況

(単位:円)

項 目	支出金額	構成比率	備 考
01 介護サービス等諸費	4,460,890,822	90.6%	
(要介護)			
01 居宅介護サービス給付費	1,995,055,810	40.5%	
訪問通所サービス	1,555,201,744	31.6%	訪問介護、デイケア等
短期入所サービス	220,156,765	4.5%	ショートステイ
その他単品サービス	219,697,301	4.5%	管理指導、特定施設等
02 地域密着型サービス給付費	693,724,409	14.1%	グループホーム等
03 施設介護サービス給付費	1,509,912,995	30.7%	
介護老人福祉施設	888,393,113	18.0%	特養
介護老人保健施設	565,615,191	11.5%	老健
介護療養型病床群	55,904,691	1.1%	療養型
04 居宅介護福祉用具購入費	5,852,869	0.1%	福祉用具
05 居宅介護住宅改修費	16,060,619	0.3%	手すり、段差、トイレ改修等
06 居宅介護サービス計画給付費	240,284,120	4.9%	ケアプラン作成経費
02 介護予防サービス等諸費	147,824,369	3.0%	
(要支援)			
01 介護予防サービス給付費	122,234,486	2.5%	訪問介護、デイケア等
02 介護予防地域密着型サービス給付費	715,455	0.0%	グループホーム等
03 介護予防福祉用具購入費	1,207,590	0.0%	福祉用具
04 介護予防住宅改修費	3,609,092	0.1%	手すり、段差、トイレ改修等
05 介護予防サービス計画給付費	20,057,746	0.4%	ケアプラン作成経費
03 高額サービス費	92,519,988	1.9%	
01 高額介護サービス費等	92,519,988	1.9%	基準額を超えた額を償還払い
04 高額医療合算介護サービス費	12,438,485	0.3%	
01 高額医療合算介護サービス費等	12,438,485	0.3%	基準額を超えた額を償還払い
05 審査支払手数料	3,335,458	0.1%	
01 審査支払手数料	3,335,458	0.1%	国保連合会に審査事務を委託
06 特定入所者介護サービス費等	208,379,320	4.2%	
01 特定入所者介護サービス費等	208,379,320	4.2%	施設利用者の居住費・食費の補填
給 付 費 合 計	4,925,388,442	100.0%	



第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画について

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び、介護保険法第 117 条に基づき策定されるものです。また、3 年を 1 期として更新を重ね、現在、高齢者保健福祉計画は第 7 次、介護保険事業計画は第 6 期にあたります。このたび、平成 30～32 年度の 3 年間ににおける高齢者の保健・福祉・介護の各施策の統合的な推進と、介護保険事業の円滑な実施を図るため、第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画を策定するものです。

(老人福祉法第 20 条の 8)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

(介護保険法第 117 条)

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

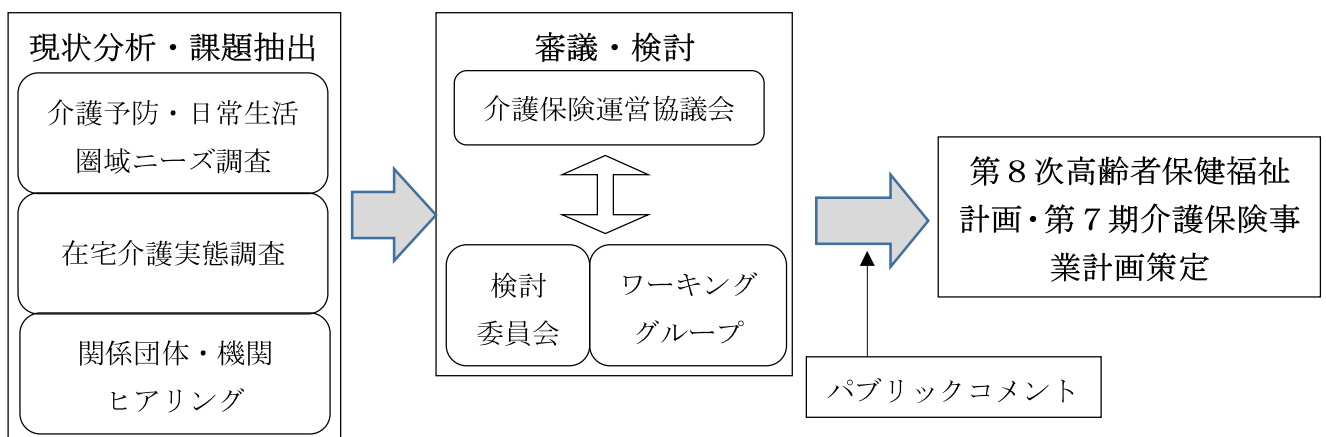
【高齢者保健福祉計画】

65 歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る施策全般を範囲とし、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

【介護保険事業計画】

65 歳以上の要介護等認定者（40～64 歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む）ができる限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめるものです。

【策定までの流れ・体制】



計画策定のスケジュール

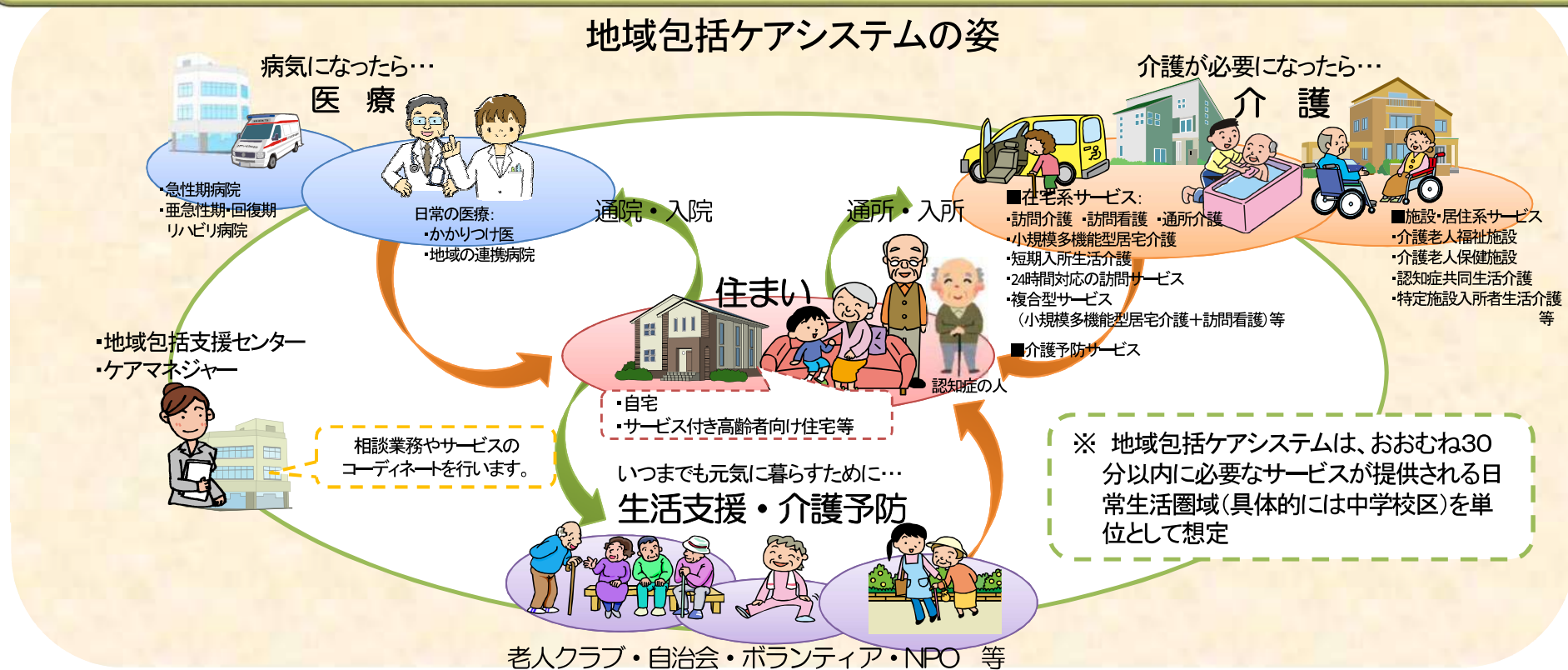
本庄市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 策定スケジュール(予定)

	平成28年度					平成29年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 被保険者等実態調査の実施																	
調査実施			—														
集計分析・結果取りまとめ			—	—													
2 関係団体ヒアリング調査						—	—	—									
3 現状分析と目標設定																	
現行計画の分析評価		—	—	—													
需要量の推計・目標量									—	—	—	—		—	—		
4 計画書作成																	
計画骨子の作成				—	—	—											
計画の素案の作成									—	—	—	—		—	—		
計画図書の作成・印刷																	—
5 パブリックコメント														—	—		
6 介護保険運営協議会の開催	①			②			①		②	③		④		⑤		⑥	
7 庁内検討委員会(WG)の開催	①			②			①		②	③		④		⑤		⑥	

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【経緯・目的】

介護保険法第 117 条により市町村は 3 年を 1 期として介護保険事業計画を定めることになっています。計画策定にあたり、日常生活圏域（住民が日常生活を営んでいる地域）ごとの高齢者の課題・ニーズ等を把握する必要があるため、第 5 期計画（平成 24～26 年度）から「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しています。

次期計画（平成 30～32 年度）を策定するにあたり、新しい総合事業が始まり、介護予防に焦点を当てた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と名称を変更し、地域の高齢者の状況を把握するために行うものです。

*日常生活圏域（4 地区：中学校区域で設定）

【調査対象】

○要介護認定を受けていない高齢者：18,444 名（H28.11）

（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）

→アンケート送付者 2,000 名（500 名×4 日常生活圏域）

【質問項目】

国から示された必須項目は 33 問、オプション項目が 30 問ありましたが、市町村が実情に応じて、オプション項目の削除や質問項目の追加ができるため、本市が行う「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の質問項目は 81 問となっています。

【実施日程】調整中

記入日：平成 28 年 月 日

調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。

- 1. あて名のご本人が記入
- 2. ご家族が記入（あて名のご本人からみた続柄）
- 3. その他

あなたがお住まいの地域はどちらですか。○をつけてください。

- 1. 本庄東中学校区
- 2. 本庄西中学校区
- 3. 本庄南中学校区
- 4. 児玉中学校区

1 あなたのご家族や生活状況についておうかがいします

問 1 家族構成をお教えてください（1つを選択）

- 1. 1人暮らし
- 2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- 4. 息子・娘との2世帯
- 5. その他

問 2 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか（1つを選択）

- 1. 介護・介助は必要ない
 - 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
 - 3. 現在、何らかの介護を受けている
(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)
- 問2-1へ

問2で「2」「3」と回答した方にお伺いします。

問 2-1 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（複数選択可）

- 1. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等）
- 2. 心臓病
- 3. がん（悪性新生物）
- 4. 呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）
- 5. 関節の病気（リウマチ等）
- 6. 認知症（アルツハイマー病等）
- 7. パーキンソン病
- 8. 糖尿病
- 9. 腎疾患（透析）
- 10. 視覚・聴覚障害
- 11. 骨折・転倒
- 12. 脊椎損傷
- 13. 高齢による衰弱
- 14. その他（
- 15. 不明

問 2-2 主にどなたの介護、介助を受けていますか（複数選択可）

- 1. 配偶者（夫・妻）
- 2. 息子
- 3. 娘
- 4. 子の配偶者
- 5. 孫
- 6. 兄弟・姉妹
- 7. 介護サービスのヘルパー
- 8. その他（

問3 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか（1つを選択）

- | | | |
|-------------|-------------|-------|
| 1. 大変苦しい | 2. やや苦しい | 3. ふう |
| 4. ややゆとりがある | 5. 大変ゆとりがある | |

問4 お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか（1つを選択）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 持家（一戸建て） | 2. 持家（集合住宅） |
| 3. 公営賃貸住宅 | 4. 民間賃貸住宅（一戸建て） |
| 5. 民間賃貸住宅（集合住宅） | 6. 借家 |
| 7. その他 | |

2 からだを動かすことについておうかがいします

問5 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか（1つを選択）

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| 1. できるし、している | 2. できるけどしていない | 3. できない |
|--------------|---------------|---------|

問6 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか（1つを選択）

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| 1. できるし、している | 2. できるけどしていない | 3. できない |
|--------------|---------------|---------|

問7 15分位続けて歩いていますか（1つを選択）

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| 1. できるし、している | 2. できるけどしていない | 3. できない |
|--------------|---------------|---------|

問8 過去1年間に転んだ経験がありますか（1つを選択）

- | | | |
|----------|---------|-------|
| 1. 何度もある | 2. 1度ある | 3. ない |
|----------|---------|-------|

問9 転倒に対する不安は大きいですか（1つを選択）

- | | |
|-------------|------------|
| 1. とても不安である | 2. やや不安である |
| 3. あまり不安でない | 4. 不安でない |

問10 週に1回以上は外出していますか（1つを選択）

- | | |
|--------------|----------|
| 1. ほとんど外出しない | 2. 週1回 |
| 3. 週2~4回 | 4. 週5回以上 |

問11 昨年と比べて外出の回数が減っていますか（1つを選択）

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. とても減っている | 2. 減っている |
| 3. あまり減っていない | 4. 減っていない |

問 12 外出を控えていますか（1つを選択）

1. はい → 問 12-1へ 2. いいえ

問 12 で「1」と回答した方にお伺いします。

問 12-1 外出を控えている理由は、次のどれですか（複数選択可）

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 病気 | 2. 障害（脳卒中の後遺症など） |
| 3. 足腰などの痛み | 4. トイレの心配（失禁など） |
| 5. 耳の障害（聞こえの問題など） | 6. 目の障害 |
| 7. 外での楽しみがない | 8. 経済的に出られない |
| 9. 交通手段がない | 10. その他（ ） |

問 13 外出する際の移動手段は何ですか（複数選択可）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 |
| 3. バイク | 4. 自動車（自分で運転） |
| 5. 自動車（人に乗せてもらう） | 6. 電車 |
| 7. 路線バス | 8. 病院や施設のバス |
| 9. 車いす | 10. 電動車いす（カート） |
| 11. 歩行器・シルバーカー | 12. タクシー |
| 13. その他（ ） | |

3 食べることについておうかがいします

問 14 身長・体重をご記入ください

- ①身長（ ） cm
②体重（ ） kg

問 15 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 16 お茶や汁物等でむせることがありますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 17 口の渇きが気になりますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 18 歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 19 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください（成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です）（1つを選択）

1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用
2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし
3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用
4. 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし

問 19-1 噛み合わせは良いですか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 19で「1」「3」と回答した方にお伺いします。

問 19-2 毎日入れ歯の手入れをしていますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 20 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 21 どなたかと食事をともにする機会がありますか（1つを選択）

1. 毎日ある 2. 週に何度かある 3. 月に何度かある
4. 年に何度かある 5. ほとんどない

4 毎日の生活についておうかがいします

問 22 物忘れが多いと感じますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 23 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 24 今日が何月何日かわからない時がありますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 25 バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）（1つを選択）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

問 26 自分で食品・日用品の買物をしていますか（1つを選択）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

問 27 自分で食事の用意をしていますか（1つを選択）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

問 28 自分で請求書の支払いをしていますか（1つを選択）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

問 29 自分で預貯金の出し入れをしていますか（1つを選択）

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

問 30 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 31 新聞を読んでいますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 32 本や雑誌を読んでいますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 33 健康についての記事や番組に関心がありますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 34 友人の家を訪ねていますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 35 若い人に自分から話しかけることがありますか（1つを選択）

1. はい 2. いいえ

問 36 趣味はありますか。ある場合は（ ）内にご記入ください（1つを選択）

1. 趣味あり（ ）
2. 思いつかない

5 地域での活動についておうかがいします

問 37 以下の①～⑦の会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。
(それぞれ1つを選択)

	週4回 以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加して いない
①ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
②スポーツ関係のグループ やクラブ	1	2	3	4	5	6
③趣味関係のグループ	1	2	3	4	5	6
④学習・教養サークル	1	2	3	4	5	6
⑤老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑥町内会・自治会	1	2	3	4	5	6
⑦収入のある仕事	1	2	3	4	5	6

問 38 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか(1つを選択)

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない

問 39 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか(1つを選択)

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない

6 たすけあいについて あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします

問 40 あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(複数選択可)

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども |
| 3. 別居の子ども | 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 |
| 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他(|) 8. そのような人はいない |

問 41 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（複数選択可）

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども |
| 3. 別居の子ども | 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 |
| 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ | ） 8. そのような人はいない |

問 42 あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（複数選択可）

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども |
| 3. 別居の子ども | 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 |
| 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ | ） 8. そのような人はいない |

問 43 反対に、看病や世話をしてあげる人（複数選択可）

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども |
| 3. 別居の子ども | 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 |
| 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ | ） 8. そのような人はいない |

問 44 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（複数選択可）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 自治会・町内会・老人クラブ | 2. 社会福祉協議会・民生委員 |
| 3. ケアマネジャー | 4. 医師・歯科医師・看護師 |
| 5. 地域包括支援センター・役所・役場 | 6. その他 |
| 7. そのような人はいない | |

問 45 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。（1つを選択）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 毎日ある | 2. 週に何度かある | 3. 月に何度かある |
| 4. 年に何度かある | 5. ほとんどない | |

問 46 この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか。同じ人には何度会っても1人と数えることとします。（1つを選択）

- | | | |
|------------|----------|---------|
| 1. 0人（いない） | 2. 1～2人 | 3. 3～5人 |
| 4. 6～9人 | 5. 10人以上 | |

問 47 よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか（複数選択可）

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 近所・同じ地域の人 | 2. 幼なじみ |
| 3. 学生時代の友人 | 4. 仕事での同僚・元同僚 |
| 5. 趣味や関心が同じ友人 | 6. ボランティア等の活動での友人 |
| 7. その他 | 8. いない |

7 健康についておうかがいします

問 48 現在のあなたの健康状態はいかがですか（1つを選択）

- | | |
|------------|---------|
| 1. とてもよい | 2. まあよい |
| 3. あまりよくない | 4. よくない |

問 49 あなたは、現在どの程度幸せですか

（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください）

- | | |
|-------|-------|
| とても不幸 | とても幸せ |
| 0点 | 10点 |
| 1点 | |
| 2点 | |
| 3点 | |
| 4点 | |
| 5点 | |
| 6点 | |
| 7点 | |
| 8点 | |
| 9点 | |

問 50 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか（1つを選択）

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問 51 この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか（1つを選択）

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問 52 お酒は飲みますか（1つを選択）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. ほぼ毎日飲む | 2. 時々飲む |
| 3. ほとんど飲まない | 4. もともと飲まない |

問 53 タバコは吸っていますか（1つを選択）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. ほぼ毎日吸っている | 2. 時々吸っている |
| 3. 吸っていたがやめた | 4. もともと吸っていない |

問 54 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（複数選択可）

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. ない | 2. 高血圧 |
| 3. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等） | 4. 心臓病 |
| 5. 糖尿病 | 6. 高脂血症（脂質異常） |
| 7. 呼吸器の病気（肺炎や気管支炎等） | 8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気 |
| 9. 腎臓・前立腺の病気 | 10. 筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等） |
| 11. 外傷（転倒・骨折等） | 12. がん（悪性新生物） |
| 13. 血液・免疫の病気 | 14. うつ病 |
| 15. 認知症（アルツハイマー病等） | 16. パーキンソン病 |
| 17. 目の病気 | 18. 耳の病気 |
| 19. その他（ | ） |

問 55 健康のために特に気をつけていることは何ですか（複数選択可）

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 運動をする | 2. バランスの良い食生活 |
| 3. ストレスをためない | 4. 十分な休養・睡眠 |
| 5. 生きがい・やりがいを持つ | 6. お酒を飲まない・飲み過ぎない |
| 7. たばこを吸わない | 8. 歯や口腔の健康 |
| 9. 人との交流を持つ | 10. その他（ |
| 11. 特に何もしていない | ） |

問 56 過去 1 年間に健康診断を受けましたか（1つを選択）

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. 市の健診を受けた | |
| 2. 職場の健診を受けた | |
| 3. その他（ | ） |
| 4. 健診を受けていない | → 問 56-1へ |

問 56 で「4. 健診を受けていない」と回答した方にお伺いします。

問 56-1 健診を受けなかった理由は何ですか（1つを選択）

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 自宅療養中・入院中で健診等の必要がなかったから | |
| 2. 旅行や出張、多忙のため、受診できなかったから | |
| 3. 健康には自信があるから | |
| 4. 健診等の結果、悪いところが発見されるのが怖いから | |
| 5. 健診場所が身近にないため、受診がおっくうだったから | |
| 6. 健診は時間がかかるため、受診がおっくうだったから | |
| 7. 日時・場所を知らなかったから | |
| 8. その他（ | ） |

問 57 かかりつけ医、かかりつけ歯科医は決まっていますか

① かかりつけ医（1つを選択）

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 決まっている | 2. 決まっていない |
|-----------|------------|

② かかりつけ歯科医（1つを選択）

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 決まっている | 2. 決まっていない |
|-----------|------------|

8 日ごろの生活についておうかがいします

問 58 日中、1人になることがありますか（1つを選択）

- | | | |
|---------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. たまにある | 3. ない |
|---------|----------|-------|

問 59 ご近所とのお付き合いはどのような様子ですか（1つを選択）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 日常的に付き合いがある | 2. あいさつを交わす程度 |
| 3. 付き合いはほとんどない | |

問 60 今後、ご近所との関係をどのようにしたいですか（1つを選択）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 友人として親しくしたい | 2. 知り合いを増やしたい |
| 3. あいさつを交わす程度 | 4. 付き合いは望まない |
| 5. その他（ | ） |

問 61 市の保健・福祉・介護保険サービスに関する情報を得ることができていますか（1つを選択）

- | | |
|----------|-----------|
| 1. できている | 2. できていない |
|----------|-----------|

問 61 で「1. できている」と回答した方にお伺いします。

問 61-1 市の保健・福祉・介護保険サービスに関する情報は、主にどこから得ていますか（複数選択可）

- | | | |
|---------------|----------------|------------|
| 1. 家族・親族 | 2. 友人・知人 | 3. 民生委員 |
| 4. 市役所の窓口 | 5. 市役所のホームページ | 6. 広報誌 |
| 7. 地域包括支援センター | 8. 介護保険サービス事業者 | 9. ケアマネジャー |
| 10. 回覧 | 11. その他（ | ） |

問 62 将来、不安に思うことは何ですか（複数選択可）

- | |
|-----------------------------|
| 1. 収入（年金など）が減って生活が苦しくなる |
| 2. 健康で自立した生活を送ることができなくなる |
| 3. 親・配偶者との死別 |
| 4. 家族が健康を崩す、またその世話ができない |
| 5. 体調を崩したとき、十分な介護、医療が受けられない |
| 6. 知人等と疎遠になり孤立する |
| 7. 災害のとき避難や対応ができない |
| 8. 安心して住める家がなくなる |
| 9. その他（ |
| 10. 不安はない |

問 63 困ったときの相談窓口として、以下の場所を知っていますか。知っているものをお選びください。(複数選択可)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 社会福祉協議会 | 2. 地域包括支援センター |
| 3. 消費生活支援センター | 4. 市民相談窓口 |
| 5. 知っている窓口はない | |

問 64 あなたは、過去5年以内に商品購入やサービスの質、契約上のトラブルなどがありましたか(複数選択可)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 訪問販売でトラブルにあったことがある |
| 2. 購入商品の質でトラブルにあったことがある |
| 3. 投資関係でトラブルにあったことがある |
| 4. 住宅リフォーム(改装、改築)でトラブルにあったことがある |
| 5. 振り込め詐欺に関するトラブルにあったことがある |
| 6. その他トラブル() |
| 7. トラブルにあつたことはない |

問 65 現在の仕事を退職(引退)後、どのようにしたいと思いますか。また、仕事をしていない方は、今後、どのようにしたいと思いますか(1つを選択)

- | |
|---------------------------------|
| 1. フルタイムで働きたい |
| 2. 週に2・3日、または日に数時間働きたい |
| 3. シルバー人材センターに登録し軽作業等をしたい |
| 4. 働かずに、旅行などの趣味を楽しみたい |
| 5. 働かずに、地域の活動やボランティアなどの社会貢献をしたい |
| 6. しばらく何もせずに休みたい |
| 7. その他() |

問 66 あなたが今後の生きがいにしたいことは何ですか(複数選択可)

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 働くこと | 2. ボランティア活動 |
| 3. ハイキングなどのレクリエーション活動 | 4. スポーツ活動 |
| 5. 趣味の会や文化サークルなどの活動 | 6. 旅行 |
| 7. 個人、家族、友人などの仲間内の活動 | 8. 買い物 |
| 9. 家族・親族とのふれあい | 10. 近所とのつきあい |
| 11. 町内会、自治会などの地域活動 | 12. 老人クラブ活動 |
| 13. その他() | 14. 特にない |

● 介護保険制度についておうかがいします

問 67 あなたは、介護保険制度についてどの程度ご存知ですか。下記の中から、ご存知のものをお選びください（複数選択可）

1. 原則として40歳以上の人全員が加入し、保険料を納める
2. 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、市町村ごとに被保険者本人の所得や世帯の課税状況によって決める
3. 介護保険のサービスを利用する場合、まず市町村に要介護認定の申請をする
4. 要介護（要支援）度に応じて、利用できる介護（介護予防）サービスの利用限度額が異なる
5. サービスを利用したいときは、かかった費用の1割または2割を利用者が直接負担する
6. 知っていることはない

問 68 あなたは、介護保険のサービスと介護保険料の負担について、どのようにお考えですか（1つを選択）

1. サービスは最低限でよいから、保険料はなるべく安い方がよい
2. 保険料もサービス内容も今の水準程度がよい
3. 保険料が多少高くても、サービス内容が充実しているほうがよい
4. その他（ ）

問 69 あなたは、介護保険料について、どのように感じていますか（1つを選択）

※平成27～29年度は、1号被保険者（65歳以上）基準月額5,000円（所得に応じて0.5倍～2.0倍）

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1. 高い | 2. やや高い | 3. 妥当である |
| 4. やや安い | 5. 安い | 6. わからない |

● 高齢者に関する施策についておうかがいします

問 70 健康づくりや介護（認知症）予防施策として、今後、充実させてほしいことは何ですか（複数選択可）

1. 認知症予防
2. 相談窓口の充実
3. 生活習慣病の予防
4. 高齢期のうつ予防
5. 食生活（栄養など）改善
6. 口腔機能（のみこむ、かむこと）の向上
7. 気楽に集える場づくり
8. 健康スポーツの推進
9. 趣味・教養教室などの生涯学習の充実
10. 地域活動、ボランティア活動への支援
11. その他（ ）

問 71 高齢者の生きがいがづくりとして、今後、充実させてほしいことは何ですか
(複数選択可)

1. 趣味の会や文化・スポーツサークルなどの活動内容の紹介
2. 高齢者向け生涯学習・スポーツ講座の充実
3. 文化祭やスポーツ大会などの充実
4. ボランティア活動の紹介
5. 老人クラブの育成
6. 就労機会の拡大
7. 老人福祉センターなど的高齢者関連施設の整備
8. その他 ()

問 72 高齢者の施策として、今後、充実させてほしいことは何ですか
(複数選択可)

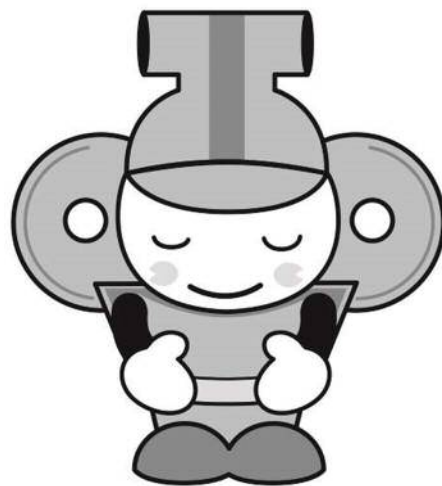
1. 生きがいがづくり・地域活動参加への支援
2. 就労支援
3. 在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実
4. 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備
5. 医療施設(病院、診療所)の整備
6. 健康管理・健康づくりへの支援
7. 声かけや見守りなど一人暮らし高齢者への支援
8. 介護予防対策の充実
9. 認知症高齢者への支援
10. 高齢者虐待に対する支援
11. 高齢者を介護している家族等への支援
12. 地域のボランティア活動・組織の支援
13. 高齢者の人権・財産などを守る相談窓口の充実
14. 外出しやすい道路や施設の整備
15. 高齢者向け住宅の整備
16. 災害対策
17. 防犯対策・悪質商法対策
18. その他 ()
19. 特にない

問 71 以下の①～⑥の制度や事業を知っていますか（それぞれ1つを選択）

	内容まで 知っている	名前だけは 知っている	知らない
①生活困窮者自立支援制度	1	2	3
②彩の国あんしんセーフティネット事業	1	2	3
③生活保護制度	1	2	3
④成年後見制度	1	2	3
⑤災害時要援護者避難支援制度	1	2	3
⑥在宅医療・介護連携推進事業	1	2	3

問 74 以下の①～⑥の高齢者関係施設を知っていますか（それぞれ1つを選択）

	サービス等の 内容まで 知っている	名前だけは 知っている	知らない
①特別養護老人ホーム	1	2	3
②サービス付き高齢者向け住宅	1	2	3
③老人保健施設	1	2	3
④養護老人ホーム	1	2	3
⑤ケアハウス	1	2	3
⑥グループホーム	1	2	3
⑦有料老人ホーム	1	2	3



本庄市マスコット
はいぼん

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

●月●日（●）までに、同封の返信用封筒にて、切手を貼らずにご投函ください。

◆在宅介護実態調査

【目的】

「在宅介護実態調査」は、第7期計画（平成30～32年度）の策定において、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として行うものです。

【調査対象】

○在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている者：2,933名（H28.11）
（施設等に入所している方は対象となりません。）

→アンケート送付者 1,000名（250名×4日常生活圏域）

【質問項目】

本市が行う「在宅介護実態調査」の質問項目は24問となっています。
（国から示された基本調査項目＋オプション調査項目）

【実施日程】 調整中

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた アンケート調査 ご協力をお願い

【在宅介護実態調査】

市民の皆様には、日頃より市政全般にわたりご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、高齢者福祉の充実を図るため、平成 30～32 年度を計画期間とする次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り掛かることといたしました。当該計画策定に向け、介護サービスの在り方を検討するため、在宅介護の実態を把握するアンケート調査を実施します。

この調査票は、市内で在宅生活をされていて、要支援・要介護認定を受けている方 1,000 名を無作為に抽出してお送りいたしました。統計的な処理を行いますので、個人が特定される形での公表や皆様に不利益となるようなことはございません。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 28 年 12 月 本庄市長 吉田 信 解

ご記入にあたってのお願い

○回答は、できるだけあて名のご本人がお答えください。ご本人がお答えできない場合は、ご家族の方などがご本人の立場でお答えください。

○回答は、当てはまる選択肢の番号に直接○印をつけてお答えください。

○「その他」と回答された場合は、() 内に具体的にその内容をご記入ください。

○お答えいただく方が限られる質問もありますので、ご注意ください。

○ご記入いただいた調査票は、●月●日(●)までに、同封の返信用封筒にて、切手を貼らずにご投函ください。

下記の理由等で回答ができない場合には、あてはまる番号に○印をつけて、そのままご返送願います。

1. 転出
2. 入院
3. 死亡
4. 福祉施設等入所（特別養護老人ホーム・グループホーム等）

個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護及び活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。

なお本調査票のご返送をもちまして、以下にご同意いただいたものとみなさせていただきます。

【個人情報の保護及び活用目的について】

この調査は、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30～32 年度）の策定に向けた基礎資料にするためのものです。

今回の調査と要介護認定データ（認定調査、介護認定審査会のデータ）を活用して、本市における高齢者等支援施策の検討の際の基礎資料とすることを目的に利用させていただきます。調査目的以外に利用することはありません。

本調査で得られた情報につきましては、本市で適切に管理させていただきます。

お問い合わせ先 本庄市役所 介護保険課（電話：0495-25-1719）
地域福祉課（電話：0495-25-1127）

A票は「ご本人」、B票は「介護者」の方にお答えいただく質問になっています。

ご本人 あて名に記載されている介護を受けている人
ただし、ご本人がお答えできない場合は、ご家族の方などがご本人の立場でお答えください。

介護者 介護をしている人

A票 ご本人について、お伺いします

1 あなた自身（ご本人）のことについておうかがいします

問1 現在、この調査票にご回答を頂いているのは、どなたですか（複数回答可）

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. ご本人 | 2. 主な介護者となっている家族・親族 |
| 3. 主な介護者以外の家族・親族 | 4. その他 |

問2 世帯類型について、ご回答ください（1つを選択）

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| 1. 単身世帯 | 2. 夫婦のみ世帯 | 3. その他 |
|---------|-----------|--------|

問3 ご本人の性別について、ご回答ください（1つを選択）

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問4 ご本人の年齢について、ご回答ください（1つを選択）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 65歳未満 | 2. 65～69歳 | 3. 70～74歳 | 4. 75～79歳 |
| 5. 80～84歳 | 6. 85～89歳 | 7. 90歳以上 | |

問5 ご本人の要介護度について、ご回答ください（1つを選択）

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 要支援1 | 2. 要支援2 | 3. 要介護1 | 4. 要介護2 |
| 5. 要介護3 | 6. 要介護4 | 7. 要介護5 | 8. わからない |

問6 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つを選択）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 入所・入居は検討していない | 2. 入所・入居を検討している |
| 3. すでに入所・入居申し込みをしている | |

※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

問7 ご本人が、現在抱えている傷病について、ご回答ください。(複数選択可)

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1. 脳血管疾患（脳卒中） | 2. 心疾患（心臓病） |
| 3. 悪性新生物（がん） | 4. 呼吸器疾患 |
| 5. 腎疾患（透析） | 6. 筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等） |
| 7. 膠原病（関節リウマチ含む） | 8. 変形性関節疾患 |
| 9. 認知症 | 10. パーキンソン病 |
| 11. 難病（パーキンソン病を除く） | 12. 糖尿病 |
| 13. 眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの） | |
| 14. その他 | 15. なし |
| 16. わからない | |

問8 平成28年●月の1か月の間に、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用しましたか（1つを選択）

1. 利用した	→	問9へ
2. 利用していない	→	問10へ

問8で「1.」と回答した方にお伺いします。

問9 以下の介護保険サービスについて、平成28年●月の1か月間の利用状況をご回答ください。対象の介護保険サービスをご利用になっていない場合は、「1. 利用していない」を選択してください（それぞれ1つに○）。

	1週間あたりの利用回数（それぞれ1つに○）					
	利用していない	週1回程度	週2回程度	週3回程度	週4回程度	週5回以上
A. 訪問介護（ホームヘルプサービス）	1	2	3	4	5	6
B. 訪問入浴介護	1	2	3	4	5	6
C. 訪問看護	1	2	3	4	5	6
D. 訪問リハビリテーション	1	2	3	4	5	6
E. 通所介護（デイサービス）	1	2	3	4	5	6
F. 通所リハビリテーション（デイケア）	1	2	3	4	5	6
G. 夜間対応型訪問介護（※訪問のあった回数を回答）	1	2	3	4	5	6

	1週間あたりの利用回数 (それぞれ1つに○)	
	利用していない	利用した
H. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	2
I. 小規模多機能型居宅介護	1	2
J. 看護小規模多機能型居宅介護	1	2

	1か月あたりの利用日数(1つに○)				
	利用して いない	月1～7日 程度	月8～14日 程度	月15～21日 程度	月22日 以上
H. ショートステイ	1	2	3	4	5

	1か月あたりの利用回数(1つに○)				
	利用して いない	月1回 程度	月2回 程度	月3回 程度	月4回 以上
I. 居宅療養管理指導	1	2	3	4	5

問8で「2.」と回答した方にお伺いします。

問10 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか(複数選択可)

1. 現状では、サービスを利用するほどの状態ではない
2. 本人にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない
4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. 利用料を支払うのが難しい
6. 利用したいサービスが利用できない、身近にない
7. 住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため
8. サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない
9. その他

※ここから再び、全員の方にお伺いします。

問 11 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください（複数選択可）

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 配食 | 2. 調理 |
| 3. 掃除・洗濯 | 4. 買い物（宅配は含まない） |
| 5. ゴミ出し | 6. 外出同行（通院、買い物など） |
| 7. 移送サービス（介護・福祉タクシー等） | 8. 見守り、声かけ |
| 9. サロンなどの定期的な通いの場 | 10. その他 |
| 11. 利用していない | |

問 12 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（複数選択可）

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 配食 | 2. 調理 |
| 3. 掃除・洗濯 | 4. 買い物（宅配は含まない） |
| 5. ゴミ出し | 6. 外出同行（通院、買い物など） |
| 7. 移送サービス（介護・福祉タクシー等） | 8. 見守り、声かけ |
| 9. サロンなどの定期的な通いの場 | 10. その他 |
| 11. 利用していない | |

問 13 ご本人は、現在、訪問診療を利用していますか（1つを選択）

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 利用している | 2. 利用していない |
|-----------|------------|

問 14 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）（1つを選択）

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1. ない | → 調査は終了です |
| 2. 家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない | } B票へ進んでください |
| 3. 週に1～2日ある | |
| 4. 週に3～4日ある | |
| 5. ほぼ毎日ある | |

- A票の問14で「2.」～「5.」を選択された場合は、「主な介護者」の方にB票へのご回答・ご記入をお願いします。
- 「主な介護者」の方のご回答・ご記入が難しい場合は、ご本人様にご回答・ご記入をお願いします（ご本人様のご回答・ご記入が難しい場合は、無回答で結構です）。

B票

主な介護者の方について、お伺いします

問1 ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数選択可）

1. 主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）
2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）
3. 主な介護者が転職した
4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した
5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
6. わからない

※ 自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

問2 主な介護者の方は、どなたですか（1つを選択）

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1. 配偶者 | 2. 子 | 3. 子の配偶者 |
| 4. 孫 | 5. 兄弟・姉妹 | 6. その他 |

問3 主な介護者の方の性別について、ご回答ください（1つを選択）

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問4 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください（1つを選択）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 |
| 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70代 | 8. 80歳以上 | 9. わからない |

問5 現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください（複数選択可）

〔身体介護〕

- | | | |
|--------------|-------------------------|----------------|
| 1. 日中の排泄 | 2. 夜間の排泄 | 3. 食事の介助（食べる時） |
| 4. 入浴・洗身 | 5. 身だしなみ（洗顔・歯磨き等） | 6. 衣服の着脱 |
| 7. 屋内の移乗・移動 | 8. 外出の付き添い、送迎等 | 9. 服薬 |
| 10. 認知症状への対応 | 11. 医療面での対応（経管栄養、ストーマ等） | |

〔生活援助〕

12. 食事の準備（調理等） 13. その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き

〔その他〕

15. その他 16. わからない

問6 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

〔身体介護〕

- | | | |
|--------------|-------------------------|----------------|
| 1. 日中の排泄 | 2. 夜間の排泄 | 3. 食事の介助（食べる時） |
| 4. 入浴・洗身 | 5. 身だしなみ（洗顔・歯磨き等） | 6. 衣服の着脱 |
| 7. 屋内の移乗・移動 | 8. 外出の付き添い、送迎等 | 9. 服薬 |
| 10. 認知症状への対応 | 11. 医療面での対応（経管栄養、ストーマ等） | |

〔生活援助〕

12. 食事の準備（調理等） 13. その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き

〔その他〕

15. その他 16. 不安を感じていることは、特にな
17. 主な介護者に確認しないと、わからない

問7 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（1つを選択）

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. フルタイムで働いている | → 問8へ |
| 2. パートタイムで働いている | |
| 3. 働いていない | |
| 4. 主な介護者に確認しないと、わからない | |

※「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」・「パートタイム」のいずれかを選択してください。

問7で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。

問8 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか
(複数選択可)

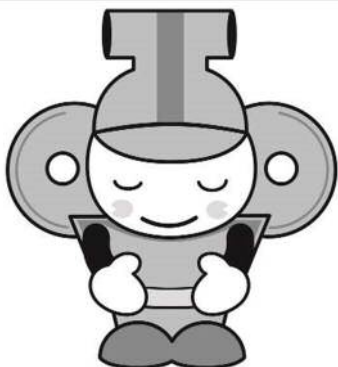
1. 特に行っていない
2. 介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない

問9 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果がある
と思いますか（3つまで選択可）

1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない
2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実
3. 制度を利用しやすい職場づくり
4. 労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）
5. 働く場所の多様化（在宅勤務・テレワークなど）
6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供
7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置
8. 介護をしている従業員への経済的な支援
9. その他
10. 特にない
11. 主な介護者に確認しないと、わからない

問10 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1つを選択）

1. 問題なく、続けていける
2. 問題はあるが、何とか続けていける
3. 続けていくのは、やや難しい
4. 続けていくのは、かなり難しい
5. 主な介護者に確認しないと、わからない



はこぼん
HAKOBON

アンケートは以上です。
ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、●月●日（●）ま
でに、同封の返信用封筒にて、切手を貼らずに
ご投函ください。

平成 2 8 年度

(平成 2 9 年度開設)

小規模多機能型居宅介護サービス
事業者募集要領



平成 2 8 年 1 1 月

本庄市

1 公募の趣旨

本庄市では、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「本庄市第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めてまいります。

基盤整備にあたり、質の高いサービス提供体制の確立を目指し、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するため、期間を設け事業者を公募により募集するものです。

2 公募の内容

下記地域密着型サービスの基盤整備とする。

サービスの種類	整備地域	整備数	定員	整備時期
小規模多機能型居宅介護	本庄西地域 本庄東地域	各1か所	29名	平成29年度

3 応募の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 平成28年11月1日現在、介護サービス事業の運営実績が1年以上ある法人であること。
- (3) 市税を滞納していない法人であること。
- (4) 事業用の土地・建物の確保が確実に見込めること。
- (5) 建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること（建設計画地での開発が可能か、必ず関係機関等にご確認ください）。
- (6) 介護保険法第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法115条の12第2項（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (7) 事業計画は、関係法令等（別紙1）を遵守したものであること。
- (8) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと。また、暴力団の利益となるような行為を行わないこと。
- (9) 代表者及び役員等が本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。また、暴力団員を雇用しないこと。
- (10) 平成29年度中にサービス提供が開始できること。
- (11) 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

4 提出書類

(1) 提出書類

種別	番号	提出書類	様式
計画書等	①	本庄市地域密着型サービス事業者応募申請書	様式1
	②	事業計画書	様式2
	③	実施予定事業の事業所体制等	様式3
	④	事業計画提案書	様式4
法人概要	⑤	法人の沿革	様式5
	⑥	誓約書及び役員名簿	様式6
	⑦	決算書（最新年度を含む過去3年分）	
	⑧	法人登記簿謄本	
	⑨	定款	
計画図等	⑩	工程表 (開発許可、建設工事、補助金申請等の日程を記入)	
	⑪	建物計画図（位置図、平面図、立面図等） ※平面図は、各部屋の用途及び面積を記入したもの	
	⑫	事業予定地及び建物の登記簿謄本	
	⑬	案内図・現況の写真	
	⑭	借地借家契約の締結にかかる書類 (予約契約書、確約書、覚書等の写し)	
	⑮	市税の滞納がない証明書	原本

(2) 提出部数 正本1部、写し1部の合計2部を提出

(3) 体裁

- ① 各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズ（A3横）に統一すること
- ② 全体の目次を付けること
- ③ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けること
- ④ 提出書類は左側に穴をあけ、フラットファイルに綴じること
- ⑤ 各種証明書類等の写しを提出する場合は、原本証明をすること

5 応募の手続き

(1) 応募受付期間

平成28年11月15日（火）～平成28年12月15日（木）まで
（土・日・祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

※事前に電話連絡し、内容の分かる方が直接持参のこと

(2) 提出及び問合せ先

本庄市役所保健部介護保険課介護業務係

TEL 0495-25-1719（直通）

FAX 0495-23-1963

E-mail kaigo@city.honjo.lg.jp

6 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

(1) 本庄市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置します。提案書のプレゼンテーションを実施し、計画の内容、考え方、事業者の実績等を総合的に審査します。各選定委員が審査項目の採点を行い、候補者を選定します。

※法人代表者、管理者予定者の出席をお願いします。出席者は3名までとします。

(2) 選定委員会での審査資料をもとに、本庄市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聴取します。

(3) 選定委員会の報告及び運営協議会の意見を参考とし、本庄市長が地域密着型サービス指定予定事業者として最終選定します。

(4) 評価基準として点数制を採用し、評価基準が65点を満たしていれば指定予定事業者として選定します。ただし、事業者が複数の場合は、評価が一番高い事業者を選定するものとします。又、審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

審査項目	配点
法人運営の健全性	55
施設整備計画の適格性	22
地域への貢献	15
その他	8
計	100

7 選定結果の通知

- (1) 応募申請を受理した全ての者に対し、選定の結果を文書で通知します。
- (2) 選定結果の公表
選定結果、及び選定された指定予定事業者の名称をホームページで公表します。
- (3) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としません。
 - ①提出の指示に従わない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載がある場合

8 選定された指定予定事業者の遵守事項

- (1) 事前協議書を作成・提出し、本庄市と協議（事前協議）すること。
- (2) 地域住民への説明会を開き、その意見を計画に盛り込むように努めること。
- (3) 開発許可等の申請は、事前協議及び説明会終了後にすること。
- (4) 事業の実施にあたり、応募した内容から変更がある場合には、市の承認を得ること。
- (5) 提出された書類等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他違反や不正な行為があった場合は、指定予定事業者としての選定を取り消すことがあります。
- (6) 指定予定事業者として選定されたことにより事業を開始できることを確定するものではありません。土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結又は同意書等の取得の際には、利害関係人にその旨を十分に説明し、誤解を与えることのないよう注意してください。

9 スケジュール（予定）

平成28年	11月15日（火） ～12月15日（木）	公募申込受付
平成29年	1月18日（水）	プレゼンテーション
	2月	介護保険運営協議会への諮問
	3月	事業者の決定
	4月以降	着工・竣工
平成29年度中		事業所の指定 サービス提供開始

10 その他

(1) 施設等整備の補助について

本公募により事業予定者に決定した場合、施設整備に際して補助金を交付する制度があります。この補助金は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に基づき交付するものです。県の予算の範囲内で採択されるため、補助金の交付と金額は確定していませんので、資金計画等の策定にあたっては、補助金が不交付になった場合も想定して、十分に対応できる場合に限り応募してください。

また、平成30年3月末までに施設整備が完了しない場合、補助金を交付することができなくなりますので、綿密に施設整備の工程を確認のうえ、補助金交付の有無を踏まえて書類を作成してください。

- (2) 応募にかかる資料作成等の費用は応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 選定後の権利譲渡は認めません。

別紙 1

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- オ 建築基準法（昭和25年法律第210号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ 本庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日本庄市条例第3号）
- ク 本庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日本庄市条例第4号）
- ケ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第126号）
- コ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第128号）
- サ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
- シ その他関係法令等

平成 2 8 年度

(平成 2 9 年度開設)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス 事業者募集要領



平成 2 8 年 1 1 月

本庄市

1 事業者の公募

本庄市では、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「本庄市第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めてまいります。

基盤整備にあたり、質の高いサービス提供体制の確立を目指し、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するため、期間を設け事業者を公募により募集するものです。

2 公募の内容

下記地域密着型サービスの基盤整備とする。

サービスの種類	整備地域	整備数	整備時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	児玉地域	1か所	平成29年度

3 応募の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 平成28年11月1日現在、介護サービス事業の運営実績が1年以上ある法人であること。
- (3) 市税を滞納していない法人であること。
- (4) 事業用の土地・建物の確保が確実に見込めること。
- (5) 建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること（建設計画地での開発が可能か、必ず関係機関等にご確認ください。）。
- (6) 介護保険法第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法115条の1第2項（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (7) 事業計画は、関係法令等（別紙1）を遵守したものであること。
- (8) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと。また、暴力団の利益となるような行為を行わないこと。
- (9) 代表者及び役員等が本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。また、暴力団員を雇用しないこと。
- (10) 平成29年度中にサービス提供が開始できること。
- (11) 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

4 提出書類

(1) 提出書類

番号	提出書類	様式
①	本庄市地域密着型サービス事業者応募申請書	様式1
②	事業計画書	様式2
③	実施予定事業の事業所体制等	様式3
④	法人の沿革	様式4
⑤	誓約書及び役員名簿	様式5
⑥	決算書（最新年度を含む過去3年分）	
⑦	法人登記簿謄本	
⑧	定款	
⑨	事業予定地及び建物の登記謄本	
⑩	市税に滞納がない証明書	原本
⑪	その他、人員・設備・運営に関する資料	

(2) 提出部数 正本1部、写し1部の合計2部を提出

(3) 体裁

- ① 各書類は、証明書類など規定のものを除き、原則A4サイズ（A3横）に統一すること
- ② 全体の目次を付けること
- ③ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けること
- ④ 提出書類は左側に穴をあけ、フラットファイルに綴じること
- ⑤ 各種証明書等の写しを提出する場合は、原本証明をすること

5 応募の手続き

(1) 応募受付期間

平成28年11月15日（火）～平成28年12月15日（木）まで
（土・日・祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

*事前に電話連絡し、内容の分かる方が直接持参のこと

(2) 提出及び問合せ先

本庄市役所保健部介護保険課介護業務係

TEL 0495-25-1719（直通）

FAX 0495-23-1963

E-mail kaigo@city.honjo.lg.jp

6 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

- (1) 本庄市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置します。提案書のプレゼンテーションを実施し、計画の内容、考え方、事業者の実績等を総合的に審査します。各選定委員が審査項目の採点を行い、候補者を選定します。
※法人代表者、管理者予定者の出席をお願いします。出席者は3名までとします。
- (2) 選定委員会での資料をもとに、本庄市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聴取します。
- (3) 選定委員会の報告及び運営協議会の意見を参考とし、本庄市長が地域密着型サービス指定予定事業者として最終選定します。
- (4) 評価基準として点数制を採用し、評価基準が65点を満たしていれば指定予定事業者として選定します。ただし、事業者が複数の場合は、評価が一番高い事業者を選定するものとします。又、審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

評価項目	配点
法人運営の健全性	72
施設整備計画の適格性	10
地域への貢献	10
その他	8
計	100

7 選定結果の通知

- (1) 募集シートを受理した全ての者に対し、選定の結果を文書で通知します。
- (2) 選定結果の公表
選定結果、及び指定予定事業者の名称をホームページで公表します。
- (3) 次の事由に該当する場合は失格とし、選定の対象としません。
 - ①提出の指示に従わない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載がある場合

8 選定された指定予定事業者の遵守事項

- (1) 事前協議書を作成・提出し、本庄市と協議（事前協議）すること。
- (2) 地域住民への説明会を開き、その意見を計画に盛り込むように努めること。
- (3) 開発許可等の申請は、事前協議及び説明会終了後にすること。
- (4) 事業の実施にあたり、応募した内容から変更がある場合には、市の承認を得ること。
- (5) 提出された書類等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他違反や不正な行為があった場合は、指定予定事業者としての選定を取り消すことがあります。
- (6) 指定予定事業者として選定されたことにより事業を開始できることを確定するものではありません。土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結又は同意書等の取得の際には、利害関係人にその旨を十分に説明し、誤解を与えることのないよう注意してください。

9 スケジュール（予定）

平成28年	11月15日（火） ～12月15日（木）	公募申込受付
平成29年	1月18日（水）	プレゼンテーション
	2月	介護保険運営協議会への諮問
	3月	事業者の決定
	4月以降	着工・竣工
平成29年度中		事業所の指定 サービス提供開始

10 その他

(1) 施設等整備の補助について

本公募により事業予定者に決定した場合、施設整備に際して補助金を交付する制度があります。この補助金は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に基づき交付するものです。県の予算の範囲内で採択されるため、補助金の交付と金額は確定していませんので、資金計画等の策定にあたっては、補助金が不交付になった場合も想定して、十分に対応できる場合に限り応募してください。

また、平成30年3月末までに施設整備が完了しない場合、補助金を交付することができなくなりますので、綿密に施設整備の工程を確認のうえ、補助金交付の有無を踏まえて書類を作成してください。

- (2) 応募にかかる資料作成等の費用は応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 選定後の権利譲渡は認めません。

別紙 1

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- オ 建築基準法（昭和25年法律第210号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ 本庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日本庄市条例第3号）
- ク 本庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日本庄市条例第4号）
- ケ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第126号）
- コ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第128号）
- サ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
- シ その他関係法令等

平成28年度

地域密着型通所介護サービス事業者
募集要領



平成28年11月

本庄市

1 募集の趣旨

本市では、地域密着型通所介護の質の高いサービス体制の確立を目指し、平成28年度の新規指定の受付を下記のように行います。

2 新規指定の要件

- (1) 介護保険法第78条の2第4項（指定地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）に該当していないこと。
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に定める基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）第19条から第37条に定める条件を満たし、適正な事業の運営ができること。
- (3) 開設しようとしている事業所が、介護保険法以外の建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令に合致していること。
- (4) 法人格を有していること
- (5) 市税を滞納していない法人であること。
- (6) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人でないこと。
- (7) 定款等に、当該事業を実施する旨が記載されていること。
- (8) 原則として、平成28年度中にサービス提供が開始できること。

3 指定予定日

平成29年3月1日

4 提出及び問い合わせ先

提出及び問い合わせ先は下記のとおりです。来庁の際には必ず電話で予約を取るようになしてください。予約をしていない場合は、事前協議に応じることができません。なお、郵送での受付は行いませんのでご注意ください。

〒367-8501

本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市保健部介護保険課介護業務係

TEL 0495-25-1719（直通）

FAX 0495-23-1963

E-mail kaigo@city.honjo.lg.jp

5 指定の手続き

(1) 事前協議

指定申請をスムーズに受付するために事前協議を行います。代表者もしくは管理者など、事業について説明できる方が来庁してください。来庁の際には必ず電話での予約をお願いします。

① 事前協議受付期間

平成28年11月15日(火)～平成28年12月15日(木)

午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日・祝日を除く

② 事前協議できる事業者

事前協議を行う時点で、上記2「新規指定の要件」を満たしている事業者又は満たすことに確実な見込がついている事業者。

③ 事前協議に必要な書類

番号	提出書類	様式
1	地域密着型サービス等事業所事前協議書	事前様式1
2	事業計画書	事前様式2
3	事業所予定地の周辺地図	
4	代表者経歴書	事前様式3
5	事業所建物の平面図(床面積が記載されているもの)	
6	既存の建物を使用する場合は、「建築基準法に基づく検査済証」の写し	
7	市税に滞納がない証明書	証明書原本
8	その他、事前協議書の記載事項を説明・補足するのに必要な書類	

※様式の定めがないものについては、任意の書式とします。

(2) 指定申請書受付

事前協議の結果、要件が満たされていることが確認できたら下記のとおり申請を受け付けます。来庁の際には必ず電話での予約をお願いします。

① 指定申請書受付期間

平成29年1月4日(水)～1月31日(火) ※土・日・祝日を除く

午前8時30分から午後5時15分まで

※事前協議を行っていない場合、指定申請の受付はできません。

② 指定申請に必要な書類一覧

番号	提出書類	様式
1	指定地域地域密着型サービス事業所指定申請書	様式1
2	付表	様式2
3	介護給付算定に係る体制等に関する届出書	様式3
4	介護給付算定に係る体制状況等一覧表	様式4
5	申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書	
6	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式5
7	管理者経歴書	様式6
8	事業所の平面図	
9	設備・備品等一覧表 ※写真添付	
10	運営規定、契約書及び重要事項説明書	
11	利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要	
12	当該申請に係る事業に係る資産状況	
13	損害賠償保険証の写し	
14	サービス提供実施単位一覧表	
15	従業員の資格証・修了証の写し (生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員)	
16	誓約書及び役員名簿	様式8
17	建築基準法に基づく検査済証の写し	
18	消防法に基づく消防設備等検査済証の写し	

※様式の定めがないものについては、任意の書式とします。

※その他必要な書類の提出を求めることがあります。

③ 提出部数 正本1部、写し1部の合計2部を提出

④ 申請書の体裁

ア 各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズ（A3横）に統一すること

イ 全体の目次を付けること

ウ 項目ごとに番号及び文字表記のインデックスを付けること

エ 提出書類は左側に穴をあけ、フラットファイルに綴じること

オ 各種証明書等の写しを提出する場合は、原本証明をすること

(3) 書類審査・現地調査

申請書の提出後、書類審査と現地調査を行い、地域密着型通所介護事業所の指定要件を満たしているか確認いたします。

① 書類審査

提出された申請書類等に不備が無いか審査を行います。書類等に不備がある場合は、再提出を求めます。また、必要に応じてヒアリングを行います。

② 現地調査

書類審査と並行して、事業所予定場所の現地調査を行います。

③ 事業内容の補正の指示

書類審査と現地調査の結果、事業内容の改善を行っていただく場合があります。

(4) 指 定

書類審査・現地調査等により、指定要件を全て満たしていることを確認した後、事業所の指定を次のように行います。

① 介護保険運営協議会の意見聴取

本庄市介護保険運営協議会（平成29年2月開催予定）に、地域密着型通所介護事業所の新規指定について意見を聴きます。

② 新規指定

本庄市介護保険運営協議会の意見聴取の結果により、地域密着型通所介護事業所の指定を行います。申請者に指定した旨を記載した「指令書」を交付します。なお、指定に際し、適正な運用を確保するために必要と本市が判断した条件を附す場合があります。

③ 新規指定の予定年月日 平成29年3月1日

ただし、事業内容の補正等で時間がかかり、平成29年2月開催予定の本庄市介護保険運営協議会の意見聴取に間に合わない場合は、平成29年2月以降で介護保険運営協議会が開催された日の翌月の1日に指定する予定です。

なお、前記5（1）事前協議又は（2）指定申請書受付の日程に間に合わない場合は、平成29年度の新規指定になります。平成29年度以降の新規指定につきましては、別途要領を定めて受付いたします。

地域密着型サービス利用状況一覧(H28.11.1現在)

○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

事業所名	所在地	定員 (人)	入居者数 (人)	本庄市民 (人)	本庄市外 (人)
グループホーム やまぶき	朝日町1-14-3	9	9	9	0
トマト村	北堀1939	18	18	18	0
しゃくなげ荘	前原2-2-3	18	17	16	1
グループホーム ノエル本庄	小島1-1-34	9	7	6	1
グループホーム ゆうあい本庄	見福3-8-9	18	16	16	0
グループホーム 元気村	田中105-1	9	8	7	1
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	18	17	16	1
グループホーム まごころ	西富田653-1	18	18	17	1
グループホーム 四季の丘	児玉町飯倉170-3	18	17	17	0
グループホーム 紙ふうせん	今井1325-1	18	16	12	4
合計		153	143	134	9

グループホーム入居状況について (本庄市民が本庄市外の施設を利用)	事業所数	入居者数(人)
	6	9

○地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入所者数(人)
特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	29	29
特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	北堀779-3	29	29

○地域密着型特定施設入居者生活介護(ケアハウス)

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入居者数(人)
ケアハウス グリーンピース	栗崎105-1	29	28

○小規模多機能型居宅介護(H28.9利用分)

施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスが受けられます。

事業所名	所在地	利用者数
しゃくなげ荘	前原2-2-33	11
多機能ホームノエルこだま	児玉町上真下350-1	14

○認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

事業所名	所在地	定員
デイサービスセンター ジャム	西五十子446-15	12
デイサービスセンター やまぶき	朝日町1-14-3	3
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	3

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護職員が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

事業所名	所在地	利用者数
蛍ヶアセンター	西五十子634-3	19

※H28.11.22 事業所移転
前所在地: 駅南1-13-8

○地域密着型通所介護(H28.4.1~)

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

事業所名	所在地	利用定員
むさしのデイサービスセンター	児玉町飯倉166	17
デイサービスセンター ファミリーエイド	朝日町3-9-10	10
若泉公園デイサービスセンター	若泉2-2-43	15
アップルデイサービスセンター	小島6-8-3	15
通所介護事業所 スペースゆう	本庄3-9-22	10
GENKINEXT 本庄けや木	けや木3-24-27	13
デイサービス いこい	東台3-5-40	10
くるみデイサービス	小島3-16-26	10
デイサービス メープル	日の出2-5-8	10
優和の里	児玉町宮内1383	10
GENKINEXT 本庄児玉	児玉町児玉2497-1	13
アップルこだまデイサービスセンター	児玉町児玉南2-11-6	10
デイサービスしんせい	児玉町児玉1070	10
リハプライド本庄	けや木3-25-6	18
デイサービス桜花乃里みちるの家	見福2-1-18	10
アジアリゾートスパ デイサービスアイル	本庄2-5-6	10
デイサービス 縁	児玉町金屋147-1	10
デイサービスセンター さち	堀田1011	10

H28.8.1 定員変更
10名 → 15名

H28.11.1定員変更
10名 → 13名

H28.11.1定員変更
10名 → 13名

地域密着型通所介護利用状況について (本庄市民が本庄市外の施設を利用※みなし指定を除く)	事業所数	利用者数(人)
	2	2

地域密着型サービス事業所指定・更新状況

○新規指定

番号	指定年月日	所在市町村	事業所名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H28.8.1	上里町	あじさいケアセンター	児玉郡上里町大字金久保777番地	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
2	H28.8.1	上里町	デイハウス ありがとう	児玉郡上里町七本木1226番地1	地域密着型通所介護	※法人変更

○指定更新

番号	更新期限	指定年月日	所在市町村	事業所名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H28.7.31	H28.8.1	本庄市	五感の里本庄早稲田	本庄市北堀1931番地1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
2	H28.7.31	H28.8.1	本庄市	スペースゆう	本庄市本庄3丁目9番22号	地域密着型通所介護	
3	H28.8.10	H28.8.11	美里町	つどいの杜	児玉郡美里町白石2319番地1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

○廃止

番号	更新期限	廃止日	所在市町村	事業所名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H28.9.30	H28.7.14	神川町	わたど	児玉郡神川町大字渡瀬1024番地3	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	※みなし指定 対象者退所

○管外被保険者受け入れ

番号	協議年月日	同意年月日	保険者名	施設名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H28.4.25	H28.4.25	大里広域	多機能ホーム ノエルこだま	本庄市児玉町上真下350番地1	小規模多機能型居宅介護	
2	H28.5.1	H28.5.1	神川町	GENKINEXT本庄児玉	本庄市児玉町児玉2497番地1	地域密着型通所介護	※要支援→要介護
3	H28.5.13	H28.5.13	上里町	GENKINEXT 本庄けや木	本庄市けや木3丁目24番27号	地域密着型通所介護	
4	H28.6.1	H28.6.1	神川町	デイサービス 縁	本庄市児玉町金屋147番地1	地域密着型通所介護	※要支援→要介護
5	H28.6.10	H28.6.10	上里町	アップルデイサービスセンター	本庄市小島6丁目8番3号	地域密着型通所介護	
6	H28.6.13	H28.6.13	美里町	GENKINEXT本庄児玉	本庄市児玉町児玉2497番地1	地域密着型通所介護	
7	H28.7.15	H28.7.15	上里町	多機能ホーム ノエルこだま	本庄市児玉町上真下350番地1	小規模多機能型居宅介護	
8	H28.7.25	H28.7.25	上里町	リハビリ本庄	本庄市けや木3丁目24番27号	地域密着型通所介護	※要支援→要介護
9	H28.7.29	H28.7.29	伊勢崎市	スペースゆう	本庄市本庄3丁目9番22号	地域密着型通所介護	※みなし指定更新
10	H28.10.12	H28.10.12	上里町	デイサービスセンター ジャム	本庄市西五十子446番地15	認知症対応型通所介護	
11	H28.10.13	H28.10.13	大里広域	リハビリ本庄	本庄市けや木3丁目24番27号	地域密着型通所介護	※要支援→要介護
12	H28.11.16	H28.11.16	上里町	グループホーム 元気村	本庄市田中105番地1	認知症対応型共同生活介護	

介護保険施設見学について

○第 1 回 平成 2 8 年 8 月 1 8 日 (木)

(1) 見学施設

施設名	施設の種類	所在地
四季咲きの杜	介護老人福祉施設	本庄市北堀 7 7 9 番地 3
ケアリフ本庄	サービス付高齢者住宅 通所介護	本庄市早稲田の杜 4 丁目 1 6 番 1 3 号

(2) 当日のスケジュール

時 間	内 容
1 3 : 0 0	集合 本庄市役所 1 F 市民ホール
1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 0 0	四季咲きの杜 ・ 定期巡回 蛍ケアセンターについて説明 ・ 質疑応答、施設見学
1 4 : 2 0 ~ 1 4 : 4 0	ケアリフ本庄 (サービス付高齢者住宅) ・ 施設見学、質疑応答 ケアリフ本庄 (通所介護) ・ 施設見学、質疑応答
1 5 : 0 0	本庄市役所 到着 (解散)

(3) 参加者

- ・ 委員 堀口(伊)委員長、清水委員、進藤委員、新井委員
- ・ 事務局 春山、須賀、早野、矢島

【考察 (事務局)】

◆ 蛍ケアセンター (定期巡回・随時対応訪問介護看護)

- ・ 「短時間の定期訪問」や「随時対応」といったサービスを、在宅に必要なタイミングで受けられ、健康チェックや服薬管理での利用など、現場の状況を知ることができました。
- ・ サービス内容等が分かりづらいため、少しずつ利用者が増えているが、周知等の工夫も必要であると考えました。

◆ ケアリフ本庄 (サービス付高齢者住宅・通所介護)

- ・ サ高住 (全 25 室) と通所介護、訪問介護、福祉用具、居宅支援事業所が併設する施設であることが確認できました。(サ高住とは別棟)
- ・ 通所介護は、サ高住以外でも 10 名利用者がいるとのこと。サ高住は、在宅介護の前提条件となる高齢者の住まいとしての必要性を感じました。
- ・ サ高住は、経営主体により経営や運営に差異がある可能性が高いので、更に実態把握を進める必要があると思いました。

○第2回 平成28年9月30日(金)

(1) 見学施設

施設名	施設の種類	所在地
トマト村	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	本庄市西五十子370番地1
いこい	地域密着型通所介護	本庄市東台3丁目5番40号
GENKINEXT 本庄けや木	地域密着型通所介護	本庄市けや木3丁目24番27号

(2) 当日のスケジュール

時間	内容
13:00	集合 本庄市役所1F市民ホール
13:20~14:10	グループホーム トマト村 ・施設概要説明、施設見学質疑応答
14:15~14:30	デイサービスいこい ・施設見学、質疑応答
14:35~14:50	GENKINEXT本庄けや木 ・施設見学、質疑応答
15:00	本庄市役所 到着(解散)

(3) 参加者

- ・委員 堀口(行)委員、高橋委員、日向委員、太田委員
- ・事務局 須賀、早野、矢島

【考察(事務局)】

◆グループホームトマト村(認知症対応型共同生活介護)

- ・明るい施設であり、職員の方の利用者への思いなど話を聴くことができました。部屋の表示など職員の方が工夫したりしている様子が伺えました。

◆デイサービスいこい・GENKINEXTけや木(地域密着型通所介護)

- ・施設ごとに特色や雰囲気も相違していて、一概にデイサービスといっても、利用者の性格や目的に合わせた選択ができることが確認できました。
- ・地域密着型通所介護サービス事業所については、サービスやレクリエーションの内容等の認識を深める意味でも、短時間でもよいかから施設見学や訪問等も必要であると思いました。